

作業環境測定士登録申請書

収入印紙  
〔消印しては〕  
〔ならない。〕

① (ふりがな) 氏名		② 生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和  年 月 日
③ 住所	郵便番号 ( )  電話 ( )		
④ 登録を受けようとする作業環境測定士の種別	第一種 第二種 作業環境測定士	⑥ 登録を受けようとする作業環境測定法施行規則別表に掲げる作業場	1 第1号の作業場 2 第2号の作業場 3 第3号の作業場 4 第4号の作業場 5 第5号の作業場
⑤ 個人サンプリング法の実施の有無	有・無		
⑦ 合格した試験	第一種 第二種 作業環境測定士試験	合格証番号	
⑧ 試験の全部が免除される理由			
⑨ 修了した講習	第一種 第二種 作業環境測定士講習	講習修了証番号	
⑩ 修了した講習において選択した分析の実務に関する科目	1 別表第1号の作業場の作業環境について行う分析の実務 2 別表第2号の作業場の作業環境について行う分析の実務 3 別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の実務 4 別表第4号の作業場の作業環境について行う分析の実務 5 別表第5号の作業場の作業環境について行う分析の実務		
⑪ 試験に合格し、かつ、講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる理由			

私は、上記により作業環境測定士の登録を受けたいので申請します。なお、次の欠格事項には該当していません。

- 1 精神の機能の障害により作業環境測定士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 作業環境測定法第12条第2項の規定により、登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- 3 作業環境測定法又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

年 月 日

氏名

厚生労働大臣  
指定登録機関 殿

## 備考

- 1 厚生労働大臣が登録事務を行う場合には、申請者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。この場合にあつては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
- 2 指定登録機関が登録事務を行う場合には、当該登録機関に提出すること。この場合にあつては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、当該登録機関の登録事務規程の定めるところにより手数料を納付すること。
- 3 1及び2の場合において、登録免許税の額が3万円以下の場合にあつては、領収証書の貼り付けに代えて、当該登録免許税の額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けることができる。
- 4 ④欄、⑦欄及び⑨欄は、「第一種」及び「第二種」のうち、⑤欄は「有」及び「無」のうち、いずれか該当する文字を○で囲むこと。
- 5 ⑥欄は④欄において「第一種」の文字を○で囲んだ者が、⑩欄は⑨欄において「第一種」の文字を○で囲んだ者が、それぞれ該当する番号を○で囲むこと。
- 6 ⑧欄は、例えば「医師」、「薬剤師」等と記入すること。
- 7 ⑪欄は、例えば「厚生労働大臣から、別表第1号の作業場について作業環境測定を行うことができる第一種作業環境測定士となることのできるとの認定を受けた。」等と記入すること。
- 8 申請書には申請前6月以内に撮影した上三分身、正面、脱帽、縦30ミリメートル横24ミリメートルの写真を添付すること。
- 9 提出の際には、登録を受けることができる事実を証する書面を提示すること。